宇都宮短期大学研究倫理指針

（趣旨）

第１条　宇都宮短期大学（以下「本学」という。）は、学術研究を通して社会の発展に貢献するため、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行するうえで求められる研究者としての判断・行動・態度についての倫理的指針をここに定める。

（研究の基本）

第２条　研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、研究成果の信頼性と公正性を損なうことがあってはならない。

２　研究者は、生命の尊厳および個人の人権を尊重しなければならない。

３　研究者は、国際的規範、国内外の関係諸法令および学内の諸規則その他を遵守しなければならない。

（定義）

第３条　研究者とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究にかかわるときは「研究者」に準ずるものとする。

２　研究とは、研究計画の立案・実施および研究成果の発表・評価にいたる全過程における行為ならびにそれらに付随するすべての行為を含むものとする。

３　研究成果の発表とは、自己の研究のかかわる新たな知見・発見および専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

（研究者の態度・責務）

第４条　研究者は、自らの専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

２　研究者は、他の国・地域・組織等の研究活動における文化・慣習・規律の理解に努めなければならない。

３　研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究の協力者・支援者等に対しては、感謝の意をもって接しなければならない。

４　研究者は、学生が共に研究に活動にかかわるときは、学生が不利益を被ることがないよう十分な配慮をしなければならない。

５　研究者は、研究・教育・学会活動なおいて、人種・性・地位・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

６　研究者は、科学的かつ一般的に妥当や方法・手段で、研究の目的に適う必要な範囲において資料・情報・データを収集しなければならない。

第５条　研究者は、科学的合理性及び倫理的妥当性が認められない研究を実施してはならず、研究の実施にあたっては、この点を踏まえた明確かつ具体的な研究計画を立案しなくてはならない。

2　研究者は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合には研究を中止しなければならない。
3　研究者は、許可を得た研究により十分な成果が得られた場合には、研究を終了しなければならない。

（人を対象とする生命科学・医学系研究の倫理指針）
第6条　研究者は、人を対象とする生命科学・医学系研究を実施する場合は、その研究について研究倫理委員会の審査を受けなければならない。
2　前項のほか、法令又は当該分野の学会等の規程において、研究の実施に先立って倫理審査を受けるものとされている場合は、定められた手続きによって倫理審査を受けなければならない。
3　研究の倫理審査に関し必要な事項は、別に定める。

（インフォームド・コンセント）
第7条　研究者は、人の行動・環境・心身等に関する個人の情報めデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的・収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者から明確な同意を得なければならない。
2　研究者は、組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合についても、前項の定めと同様の取扱いをしなければならない。

（個人情報の保護）
第8条　研究者は、プライバシー保護の重要性を認識し、研究のために収集した資料・情報・データ等であって、個人を特定できるものについては、これを他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

（情報・データ等の利用および管理）
第9条　研究者は、研究のために収集または作成した資料・情報・データ等については、それらの滅失・漏洩・改ざん等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。
2　研究者は、研究のために収集または作成した資料・情報・データ等については、それらを原則10年間、保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（研究成果発表の指針）
第10条　研究者は、自らの研究成果を広く社会に還元するため、また自らの専門領域における研究相互の評価に参加するため、研究成果を積極的に公表しなければならない。
2　研究成果は、創造的思考と努力によって導かれた新たに知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
3　研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵してはならない。
4　研究者は、研究成果の発表における不正な行為が大学及び研究者に対する社会の信頼を損ねる行為であることを自覚し、次の号に掲げる行為を行ってはならない。

一　捏造（存在しないデータ・研究成果等を変造または偽造すること）
二　改ざん（データ・研究成果等を作成すること）
三　盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用すること）
四　重複投稿（過去の研究論文等を引用なしで使用すること）

5　研究成果における不適切な引用、引用上の不備、誇大な表現もしくは意図的に誤解を招く表現などは、不正な行為とみなされるおそれがあり、研究者はこれらの行為を行ってはならない。

（オーサーシップの指針）

第11条　研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと評価された場合に、適切なオーサーシップが認められる。

（研究資金の取扱指針）

第12条　研究者は、研究資金が学生納付金、国、地方公共団体等からの補助金および財団等からの助成金・寄付金等によって賄われていることに留意し、研究資金の適正な使用に努め、社会からの負託に応えなければならない。

2　研究者は、交付された研究資金を当該研究以外に使用してはならない。

3　研究者は、研究資金の使用にあたっては、関係諸法令および学内の諸規則その他に遵守しなければならない。

4　研究者は、証憑書類等を適正に管理し、実績報告においては、研究遂行の事実を明瞭に記載しなければならない。

（本学の責務）

第13条　本学は、研究者の研究倫理意識を高めるため、必要な啓発および研究計画を策定し、年1回、倫理教育のための研究倫理研修会を実施するものとする。研究者等には、研修会に参加することを義務付ける。

2　本学は、この指針の運用を実効あるものにするため、宇都宮短期大学研究倫理委員会を設ける。なお、全体を統括する責任者は研究倫理委員会委員長が担う。責任者は研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

3　宇都宮短期大学研究倫理委員会に関する事項は、別にこれを定める。

4　研究活動における不正行為に関しては、「宇都宮短期大学における研究活動の不正への対応に関する要項」等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

（事務）

第14条　この指針に関する事務は、事務局の処理による。

附　　則

この指針は、平成26年11月11日から施行する。

この指針は、令和２年12月１日から施行する。

この指針は、令和４年４月１日から施行する。

この指針は、令和４年10月１日から施行する。

この指針は、令和５年４月１日から施行する。